

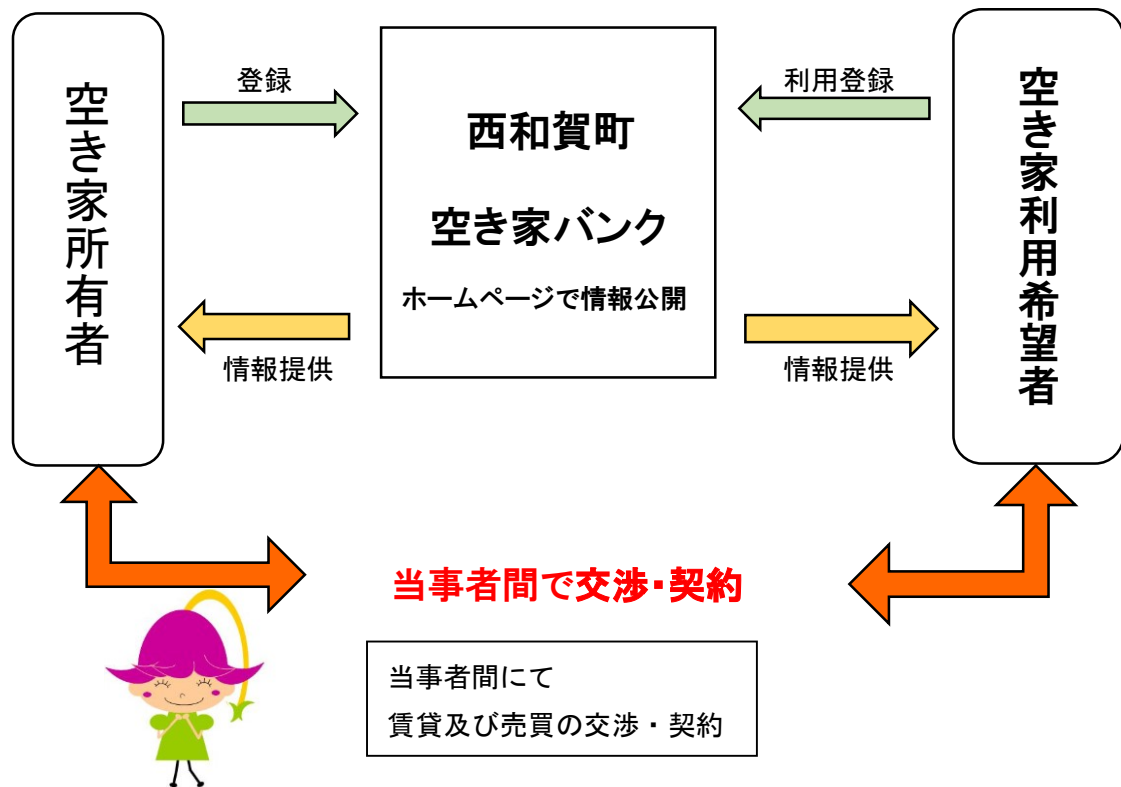
# 空き家バンクのご案内

## ◆空き家バンク制度とは？

この制度は、町内の賃貸・売却ができる空き家を町の空き家バンクに登録して頂き、その物件を移住希望者や住居をお探しの方へ情報提供を行い、空き家の有効活用を通して、定住人口の増加、転出人口の減少を図り、地域の活性化につなげていくことを目的としているものです。

移住定住希望者の受け皿として全国的に多くの自治体で導入されており、また空き家の活用によって防犯・防災の面からの効果も期待されています。

## ◆空き家バンクのイメージ図（※詳細は裏面）



### ◆注意点

- ・ 空き家所有者が空き家を登録したい時、また空き家を利用したいという人が交渉・契約を行うには登録申し込みが必要です。
- ・ 交渉・契約は、空き家の所有者と利用希望者の当事者間で行っていただくこととなります。町が仲介や空き家の管理を行うことはありません。
- ・ 空き家所有者本人ではない方がお申し込みいただく際は、所有者の同意を得る必要があります。
- ・ 空き家の共有者がいる場合は、共有者の同意を得る必要があります。

### ◆主な流れ◆

- ① 空き家の賃貸または売却を希望される方は町へ物件の登録を申請します。
- ② 物件登録用紙や同意書等に記入し空き家バンクへ物件を登録します。  
※問い合わせいただいた物件については担当者が現況調査にお伺いし、家屋の間取り等の確認を行い、写真を撮らせて頂きます。
- ③ 同意をいただけた物件情報は町ホームページに掲載し、情報提供をさせて頂きます。掲載内容については、物件の所在地（大字まで明記）及び現況写真、物件の設備状況等を掲載します。なお、所有者が特定されるような個人情報は掲載いたしません。
- ④ 利用希望の問い合わせがあった場合、町へ交渉の申し込みをしていただきます。
- ⑤ 町は物件登録者に利用希望があった旨を通知します。
- ⑥ 交渉・契約等は物件登録者と利用希望者の間で行います。  
※町は、物件の賃貸や売買に関する交渉・契約には関与することができませんのでご承知ください。
- ⑦ ご不明な点、お聞きしたいことがございましたら、西和賀町ふるさと振興課（0197-82-3285）までご連絡いただきますようお願いいたします。